

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システム用プリンタ再リース

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

戸籍事務システムに使用するプリンタのうち現在平成 28 年 10 月から長期継続契約にて借入れを行っている 15 台について、令和 3 年 9 月末をもって契約期間の満了、現在、再リースを行っているところである。

当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中のサーバ（令和元年 11 月～令和 6 年 10 月末）及び端末機 262 台、プリンタ 120 台、スキャナ 26 台（令和 2 年 1 月～令和 6 年 12 月末）と合わせて、機器更新を一括で行う予定である。

また、再リースであれば新たな機器調達を行うよりも安価なものとなり、また、新たな機器を設置した場合に必要なシステム側での設定、構成管理等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

したがって、現在、再リースを行っている 15 台について、これらの案件と契約終期を合わせて機種更新を行うまでの期間、現行の機器一式を引き続き再リースを実施する。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍先例全集ほか2点（追録）買入

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

日本行政区画便覧ほか4点（追録）買入

2 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式（その2）長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステムに使用する端末のうち令和2年3月23日から長期継続契約にて借入れを行っている101台について、令和5年3月末をもって契約期間を満了するところである。

当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中のサーバ（平成31年10月1日～令和6年9月末）及び端末147台（令和2年1月1日～令和6年12月末）と合わせて、機器更新を一括で行う予定である。

再リースであれば、新たな機器調達を行うよりも安価なものとなり、新たな機器を設置した場合に必要なシステム側での設定、構成管理等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

したがって、契約期間が満了する101台について、これらの案件と契約終期を合わせて機種更新を行うまでの期間、現行の機器一式について再リースを実施する。

現行機器を継続してリース提供できるのは、現在契約相手方であるNECキャピタルソリューション株式会社のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）